

令和7年度岩手県南中小企業製造業等DX伴走支援事業実施要領

（目的）

第1条 本事業は、県南広域振興局管内のものづくり企業（以下「管内企業」という。）におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用して業務の推進やビジネスモデルを変革すること。以下「DX」という。）に向けた課題分析及び戦略策定について、県南広域振興局及び業務委託受託者が伴走支援することで、県内企業の生産性向上や付加価値を創出することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「伴走支援者」とは、県南広域振興局が実施する「令和6年度岩手県南中小企業製造業等DX伴走支援業務」を受託した事業者をいう。

（対象事業者）

第3条 本事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（1）県南広域振興局管内（花巻市、遠野市、西和賀町、北上市、金ケ崎町、奥州市、平泉町、一関市）に事業所を有する次に掲げる企業であり、日本標準産業分類で以下の中分類に属する企業。

プラスチック製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業管内に本社や事務所・事業所を有する企業であること。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。

（支援申請）

第4条 本事業による伴走支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援申請書（様式1）を県南広域振興局長に提出する。

（支援の決定）

第5条 県南広域振興局長は、前条による申請があったときは、内容を確認の上、申請者に対する伴走支援の対応可否を決定する。

2 県南広域振興局長は、前項により伴走支援者が申請者を支援することが決定したときは、支援決定通知書（様式2）により、申請者及び伴走支援者に通知する。

（支援の実施）

第6条 県南広域振興局長と伴走支援者は、前条による支援を決定した申請者（以下「支援先企業」という。）の伴走支援を実施する。

2 本事業における支援内容は、別紙のとおりとする。

3 伴走支援者が支援先企業の伴走支援を実施する際は、必要に応じて県南広域振興局職員が同席する。

(伴走支援の期間)

第7条 伴走支援の期間は、伴走支援を決定した日から令和8年3月6日までとする。

(伴走支援の費用)

第8条 伴走支援に係る費用は無料とする。ただし、デジタルツールの導入等に係る経費等は支援先企業の負担となる。

(伴走支援者の対応)

第9条 伴走支援者は、支援先企業の伴走支援希望に応じ、訪問日・Webミーティング等の日程を調整するものとする。

また、伴走支援者が支援を行った場合は、伴走支援を開始する日が属する月の翌月から終了した日が属する月までの間、支援実施状況報告書(様式3)により、前月の支援状況を県南広域振興局長に報告する。

2 前項の報告期限は、毎月10日までとする。

(実績報告)

第10条 伴走支援者は、支援先企業の伴走支援が終了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、支援実績報告書(様式4)に事業実績を示す書類を添付して、県南広域振興局長に提出する。

(守秘義務等)

第11条 申請者は、本事業で必要と認められる範囲に限り、伴走支援者に対して提出書類を共有することに同意するものとする。

2 伴走支援者及び県南広域振興局は、本事業により知り得た事業者の秘密の保持を厳守するとともに、本事業以外に利用しないものとする。ただし、次の情報は秘密に該当しないものとする。

(1) 既に公知の情報

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報

(4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報

(5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられる情報

(6) 第三者に開示することについて、相手方から同意が得られた情報

3 本事業に伴い、著作権その他の知的財産権等及び所有権が発生した場合には、伴走支援者は、支援先企業に無償で引き渡すとともに、著作権人格権を行使しないことに同意するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月 日から施行する。

別紙

令和6年度岩手県南中小企業製造業等DX伴走支援事業支援内容

D X 準 備 フ ェ ーズ	STEP1: DXへの理解(事業内容の目的確認と理解)	・DX経営の必要性、有用性の説明と理解。 ・企業ビジョンの確認。 ・経営上の課題感の確認。 ・可視化経営の重要性の説明と理解。 ・伴走型DX推進支援の説明と承諾。 ・今後のスケジュール設定。
	STEP2: 現状の可視化	・DXスタート診断結果の解析と解説(経営可視化ツール活用) ・確認したビジョンへの阻害要因、業務内の課題の確認 ・現在の業務フローを確認、共有(業務フロー作成の宿題あり) ・現在利用、導入しているデジタル技術、デジタルツールの確認 ・デジタル技術、デジタルツールの種類のほか、目的・効果を確認
	STEP3: ギャップの抽出・DX推進計画策定	・STEP2までに確認した課題分析を報告 ・業務フローの分析、報告、業務フロー改善案の提示 ・課題解決方法の提案、アドバイス ・経営者による課題項目に対する解決優先順位の確認 ・DX推進計画の策定 ・DXによって得られる効果シミュレーションの提示 ・効果については、経営者の思いに重きを置きながら、得られるメリットに対してKPIを設計 ・経営者、実務担当者へDX推進計画の説明、コミットメント(合意形成) ・現在運用しているデジタルツールの整理・再整備 ・デジタルツールにてできることを再確認し、運用方法、体制整備の支援を実施
運 用 支 援 フ ェ ーズ	STEP4: デジタル技術採用・運用と効果測定	・STEP3で合意したDX推進計画に基づく支援遂行 ・既存のデジタルツールについて納入業者、ベンダーとの再設計・整備 ・仕様等の再整備が必要な場合にはアドバイス、支援を実施 ・新たに導入をする場合におけるベンダーアレンジ及び導入支援 ・岩手県南地域内ITベンダーを積極的に活用する ・DX推進計画にて設定したKPIの進捗状況の確認及び「DX進捗推進レポート」を実施 ・新たな課題に対するDX推進計画の見直し(次の一手に対するアドバイスを実施)

